

第1条（目的）

この細則は、山口県地域農業戦略推進協議会（以下「山口県協議会」という。）が行う肥料価格高騰対策事業交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）、山口県地域農業戦略推進協議会肥料価格高騰対策事業業務方法書（令和4年9月28日中国四国農政局長承認。以下「業務方法書」という。）に基づき実施する肥料価格高騰対策事業（以下「本事業」という。）について、業務方法書第11条に規程する細部の事項について定めるものとする。

第2条（取組実施者）

実施要領第3に定める取組実施者は、以下のとおりとする。販売農家は、肥料購入先の取組実施者に属して申請する。また、販売農家は、複数の取組実施者への参加を可能とする。

（1）農協系取組実施者

農協で肥料を購入する販売農家が組織する団体。

（2）肥料商系取組実施者

肥料商（農協以外の肥料取扱者）で肥料を購入する販売農家が組織する団体。

（3）県域取組実施者

県域で取組実施者を作ることにより事業趣旨に即した取組が着実に行えると認められる組織であって山口県協議会が指定する団体。

第3条（支援金の申請）

各取組実施者が、支援金を算定する際は、千円未満を切り捨て申請するものとする。

第4条（事業申請窓口及び申請内容の確認）

第2条に定める各取組実施者の事業申請窓口は、以下のとおりとする。

（1）地域農業再生協議会を構成する山口県農業協同組合各統括本部（指導販売課、購買課）

農協系取組実施者の事業申請を受け、申請内容の確認を行い、適正であると認める場合は、地域農業再生協議会事務局に提出する。

（2）地域農業再生協議会を構成する市町

肥料商系取組実施者の事業申請を受け、申請内容の確認を行い、適正であると認める場合は、地域農業再生協議会事務局に提出する。

（3）山口県農業振興課

県域取組実施者の事業申請を受け、申請内容の確認を行い、適正であると認める場合は、山口県協議会に提出する。

(4) 山口県協議会への申請

地域農業再生協議会事務局は、第2条の(1)及び(2)の取組実施者を取りまとめ、山口県協議会に提出する。

第5条 (申請期間)

事業申請期間は、令和4年11月14日から令和5年2月15日までとする。取組実施者は、期限までに取組計画書(業務方法書様式第1号)を第4条に定める事業申請窓口に申請しなければならない。

第6条 (事業関連書類)

交付等要綱及び実施要領、業務方法書に定める様式のほか、山口県協議会長が別に定める様式は以下のとおりとする。

(1) 農業者の実施計画申請時に化学肥料低減計画書(実施要領参考様式第2号)に添付するもの

- ア 化学肥料低減計画書添付書類整理表(協議会長が別に定める様式 第1号)
- イ 申請肥料一覧表(協議会長が別に定める様式第1-1号)
- ウ 国肥料価格高騰対策事業チェックリスト(協議会長が別に定める様式 第2号)
- エ 取組メニューの強化・拡大計画書(協議会長が別に定める様式 第3号)
- オ 肥料価格高騰対策事業に係る振込口座について(協議会長が別に定める様式 第4号)

(2) 取組実施者が、事業申請窓口に提出する際に添付するもの

- ア 肥料価格高騰対策事業支援予定金額算定整理表(協議会長が別に定める様式 第5号)

(3) 取組の中間報告(業務方法書第9条)に添付するもの

- ア 取組実績整理表(協議会長が別に定める様式 第6号)

(4) 農業者の実施状況報告(業務方法書第8条)に添付するもの

- ア 取組実績整理表(協議会長が別に定める様式 第6号)

(5) その他

上記に定めるものの他、山口県協議会長が、特に必要と認める様式は、別途、通知する。

第6条 (その他)

事業実績報告や事業評価の報告など山口県協議会長が別に定める必要のある期日については、別途通知する。